

虹の原特別支援学校吉岐分校 教育相談について

本校では、保護者の方の悩みや保育・教育関係機関等の教育活動を支援するために、相談を受け付けています。対象は、保育所（園）、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校です。

子供のことについて気になることはありませんか？

例えば・・・

言葉の遅れが気になる。

注意が持続しない。

落ち着きがない。

順番やルールが守れない。

運動面できちなさが見られる。

整理整頓が苦手。忘れ物が多い。

読み書きが苦手。

友達とのトラブルが多い。



教育相談で「できること」

○学習面や生活面における理解と指導・支援についての相談

○チェックリストや発達検査などによる実態把握

※発達検査は本校コーディネーターが授業観察や担任の先生方と面談を実施した上で、検査が必要と判断した場合のみ実施します。就学・進路決定に関わる検査は行いませんので御了承ください。また、検査の実施には保護者の同意が必要です。

○特別支援教育・発達障害等に関する情報提供、教材や教具の紹介、保護者・職員向けの研修等の実施

○本校に関する情報提供（学校概要、授業見学、卒業後の進路先等）

・・・など



教育相談の方法

- ① 電話相談 電話のみの相談にも対応します。
- ② 訪問相談 各園、学校に本校の特別支援教育コーディネーター等が訪問します。
- ③ 来校相談 本校に来ていただいて相談に応じます。



※教育相談に関する手続きの流れや詳細については、次のページをご確認ください。

長崎県立虹の原特別支援学校吉岐分校

窓口 教頭、部主事

（小中学部） 〒811-5133 吉岐市郷ノ浦町本村触589（盈科小学校内）

TEL (0920) 47-0159 FAX (0920) 47-0162

（高等部） 〒811-5136 吉岐市郷ノ浦町片原触88（吉岐高等学校内）

TEL (0920) 48-0811 FAX (0920) 48-0812

ホームページ <https://www2.news.ed.jp/section/iki-bk/index.html>



教育相談について（お願い）

長崎県立虹の原特別支援学校長
 （杵岐分校）
 影本 正樹
 （公印省略）

<教育相談を依頼する際の前提>

- ・校(園)内委員会を実施して、学校(園)としての対象幼児児童生徒への対応や支援の方向性を決めている。
- ・校(園)内支援体制を整え、担任だけではなく、全教職員で支援を実施している。
- ・「個別の指導計画」を作成し、支援を実施している。
- ・教育相談を依頼することについて、保護者の了解を得ている。

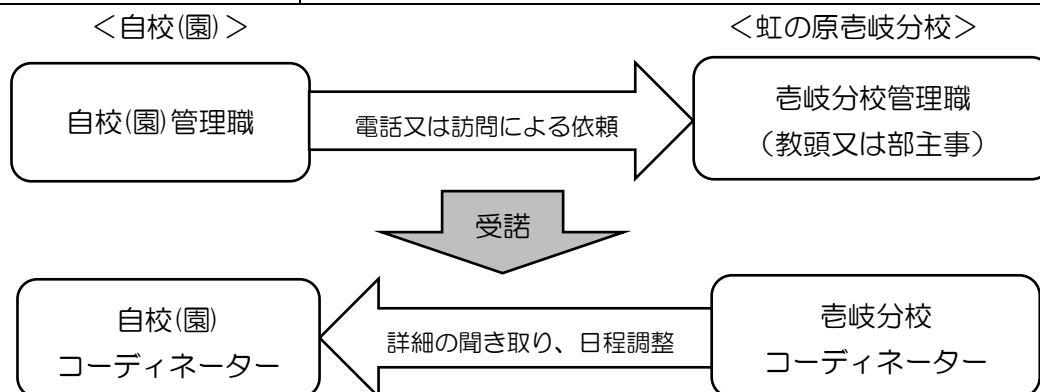
<受諾できない依頼>

- ・就学、措置変更に関する相談や検査の依頼。 → 市教委が担当します。
- ・障害の診断を求める依頼。 → 医療機関への受診をお願いします。
- ・発達検査のみを目的とする依頼。
- ・校(園)内で支援を実施していない依頼。
- ・保護者の了解を得ていない依頼。

<教育相談を依頼する際の流れ>

- 1 教育相談を依頼する。 ※必ず管理職からお願いします。
- 2 教育相談を行うかどうかを本校で決定します。
 決定後、コーディネーター同士で、連絡を取って日程を決めます。
- 3 日程決定後、「教育相談依頼書」、「教育相談資料」を提出していただきます。
 虹の原杵岐分校のホームページ（地域支援・教育相談）からダウンロードできます。

依頼をする際の連絡先	・ 幼稚園、保育所、小学校 → 杵岐分校小中学部へ（47-0159） ・ 中学校、高校 → 杵岐分校高等部へ（48-0811）
実施期間	・ 5月～翌年2月末まで 各学期末の依頼はできる限り控えていただくようにお願いします。



※虹の原杵岐分校にご来校いただき、授業見学、教育相談等を行うこともできます。

<発達検査について>

- 壱岐分校では、「WISC-IV」等の発達検査を実施していますが、その目的は検査を通して、認知面の特性、思考や判断、行動の特性を知り、日常の学習や生活における支援に生かすことを目的としています。
- 必ず本校コーディネーターが授業観察と担任の先生方との面談を実施した上で、検査が必要かどうかを判断させていただきます。また、検査を実施する目的やその意図についても確認をさせていただきます。発達検査のみを目的とする依頼は受諾できません。
- 本校コーディネーターが発達検査を実施した場合、検査結果を持参し、説明させていただきます。先生方への説明については、本校コーディネーターが行いますが、保護者への説明については、各校(園)コーディネーターに行っていただきます。
- 以下の2点を満たしている場合は各校(園)へ検査道具を貸し出し、各校(園)のコーディネーター等が検査を実施することも可能です。
 - ①検査者が各検査の専門的な研修を受け、検査の目的や方法等を十分に理解している場合
 - ②通常の手続き同様に、本校コーディネーターが授業観察と担任の先生方との面談を実施し、検査が必要かどうか検討し、実施が適切と判断された場合

